

保険契約法における共済の位置付け － 共済の独自性を維持するために －

東日本国際大学教授 松崎 良

初めに

共済契約（一応この時点では共済契約としておく）には平成 22 年 4 月から保険契約法（法律の題名は保険法であるが法律の内容から保険契約法と称する）が適用されることになっている。然し、共済契約に保険契約法を本当に適用する必要があるか否かを検証することが本報告の課題である。本報告は本学会で 2 年前に報告した（注 1）「保険業法における共済の位置付け－共済の独自性を維持するために－」の続編である。それ故、一部重複する所がある。又、後述するように、結論としては共済契約に保険契約法を適用することには反対であるので、保険契約法が共済契約に適用された場合の各論には立ち入らない。又、保険契約法自体の総論・各論の当否は本報告の関心外である。本報告の関心事は保険契約法が共済契約に適用されるべきかというそもそもの入口の総論的な議論である。

I. 共済の特長

1. 共済の指導理念
2. 共済の組織原理
3. 共済の保障技術

給付反対給付均等原則は共済にも妥当すると一応は言える。然し、共済は仲間内の助け合い（自助に基づく互助）であり、利営利であるから、厳密なリスク対応は必ずしも必要がないと思われる。組織共済は組員であれば全員加入になっている、一律共済掛金がかかり多い、リスク細分型になっていないことが多い等の事例は、リスク集団を比較的均質な集団と大雑把に見て、此処に良い意味での村落共同体的な延長が残存していると把握すべきであろう。

収支相等原則も共済にも基本的には妥当する。但し、共済は原初的には後払込掛金・事後清算寄付金方式・賦課方式であったように思われ、共済の基底部分には厳密な収支相等原則とは異なる原則が残存しているように思えないではない。現に本方式に戻る共済も出現している。

II. 保険契約法を共済に適用した場合に発生する不都合

1. 共済の特長の稀釈化

保険契約法が基本的には（片面的強行法規を除いて）任意法規であるといっても、逐一共済に適合しない規定を洗い出だして共済に適合するように共済規約（後述）で修正を加えることは中々期待できない。共済が行為法の側面で特に対応しなければ補充的に保険契約法が適用されることになり、済し崩し的に保険に接近して共済の実質の稀釈・稀薄化が進行するように思われる。共済行為（後述）に保険契約法を適用するのは宛ら無理矢理に

【平成 21 年度日本保険学会大会】

第 I セッション

報告要旨：松崎 良

「仏作って魂入れず」の感が深い。魂（共済の指導理念）に相応しい仏（此処では講学上の共済行為法）が必要ではなかろうか。

2. 規約の改定作業と電算システムの変更作業

3. 保険契約法の法的性質の変質

保険契約法は民法の特別法に移行するようであるが、これは相互保険に直接適用するためもあるが、主に共済に直接適用するためであろう。然し、逆に、株式保険の営業的商行為性・営利性はどのように位置付けられるのであろうか？民商二法統一論・ハイブリッド型の民事法ということで、民法だの商法だのと小煩いことを言わなくて良いのであろうか？

III. 共済行為法

1. 共済行為法の意義

共済行為法は共済者と共済行為者との法律関係が中心となる。共済とは共済利用者が自ら共済事業を提供するものであるから共済の客体と主体が一致するのが共済の組織原理であり、共済行為は保険者と保険契約者との利害が宿命的に対立する保険契約とは明らかに相違する。従って、共済行為は契約とは違う法律行為の側面が主であるから、保険契約法や金融商品販売法等の法解釈論にも影響を及ぼすことが考えられる。共済行為法では主客一体型が原則であるから、共済行為者は一方的な保護の対象ではないので、契約者保護を殊更に高唱されて保険と同一の法規制を行為法の側面から課されるのは筋違いのように思える。

2. 共済行為法の法源

共済においては共済利用者の自治・自主・自立が基本であるから、自治規範こそが本源的な第 1 の法源ではなかろうか。構成員ガバナンスが元々組み込まれているのである。

3. 共済規約

共済行為者は共済事業の提供者（主体）でもあること、規約を総（代）会で決定していること等から、規約は約款とは異なる部分があると思う。

結びに代えて

共済行為に保険契約法が適用されるという前提に立つ場合は、更に、法解釈の方法（保険契約法の学説・判例を類推適用してきた従来の解釈方法の適否も含めて）や各論も検討することになる。然し、共済行為には保険契約法を適用しないで（保険契約法の適用除外）、共済行為に相応しい固有の法律を制定した方が望ましいように思える。

注

1. 平成 19 年 10 月に報告し保険学雑誌 603 号に執筆した。